

自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金(月払の場合は、初回共済掛金)を払い込んだ日の午後4時からです。

運転者の範囲は

個人でご契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- ①共済契約者(理事、取締役など)
- ②共済契約者が雇用する者
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

個人事業所(屋号記載)契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③共済契約者が雇用する者
- ④上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

岩手県火災共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて当組合の共済にご加入いただく場合は、500円の出資金をお預かりいたします。

お支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金
3. 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
7. 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解がないものに対しては、共済金を支払いません。
8. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

ご契約の際のご注意

1. 告知義務
(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)
共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。
2. 共済契約の無効
共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済

金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

3. 共済掛金領収前に生じた事故
共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。
4. 他に同様の共済契約等がある場合
他に同様の共済契約等がある場合は申し出下さい。

ご契約後のご注意

1. 通知義務
(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)
共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。

対物事故共済金特約(自動付帯)のお支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
3. 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

車両事故共済金特約(任意付帯)のお支払いできない主な場合

1. 無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときおよび酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
2. 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
3. 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害)
4. 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
5. 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
6. 被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
7. 法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害



お申し込み手続きは簡単です

1. ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえご提出下さい。
2. 掛金と出資金(一口500円)を申込書にそえてご提出下さい。

補償開始はお申込みの日からです

ご加入の申込書を組合が受理し、出資金と掛金をお払込みいただいた日の午後4時から補償が開始されます。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外となります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となり、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。

●お問い合わせ・お申し込みは

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お取り扱い代理所

岩手県火災共済協同組合

〒020-0884 盛岡市神明町5番5号

TEL.019(654)2551 FAX.019(625)0116

自動車事故 費用共済

重い加害事故の債務 自動車事故にもうひとつの安心

自動車事故を起こした加害者は、相手に対する道義的責任(誠意)を示すための出費が多々あります。本共済は、このような自己出費を補う共済制度です。すべての共済金は共済契約者にお支払いします。



岩手県火災共済協同組合

まさかの自動車事故に あなたにしっかり役立つ 自動車事故費用共済

自動車事故費用共済は、あなた（契約車両）が万が一の事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約車両を運転中のあなたと同乗者、そして相手側の運転者と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。

特に、あなたが加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担（死亡事故なら香典、供花料等の葬儀関係費用、ケガの場合ならお見舞い費用、その他様々な費用）を速やかに軽減できるよう、**自動車事故費用共済が**相手側のケガによる入院や死亡・後遺障害に応じた**共済金をすべてあなたにお支払いし**、自賠責共済（保険）や自動車任意共済（保険）では補償されない「お見舞いの費用」などあなたの相手側への「誠意」をしっかりサポートします。

※自賠責共済（保険）及び自動車任意共済（保険）に加入している車両が対象となります。

●自動車事故時の契約者（あなた）と同乗者のケガと死亡の補償

① 死亡	300万円	② 後遺障害	12~300万円
③ 入院 1日目から 1人あたり	日額 4,500円	④ 通院 1日目から 1人あたり	日額 2,250円

※①~⑩は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※①②はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※③④は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。※③④は1事故最高365日まで対象となります。

さらに契約車両のこんなときにも（任意付帯特約）

※自分の車両に損害が生じた時、3万円以上の経済的負担があった場合に支払われます。

⑧車両事故共済金特約 30,000円
（※共済期間内で1回のみ）

●車両事故共済金特約

特約共済金額	共済掛金	
	年払	月払
3万円	2,100円	210円

任意付帯特約

◎①~⑩および⑧は基本セット。（⑧は任意付帯になります。）

上記の共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てん など

事故の状況にあわせて自動車事故費用共済の共済金を有効にご活用ください。

補償の対象となる運転者の範囲について

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	-
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

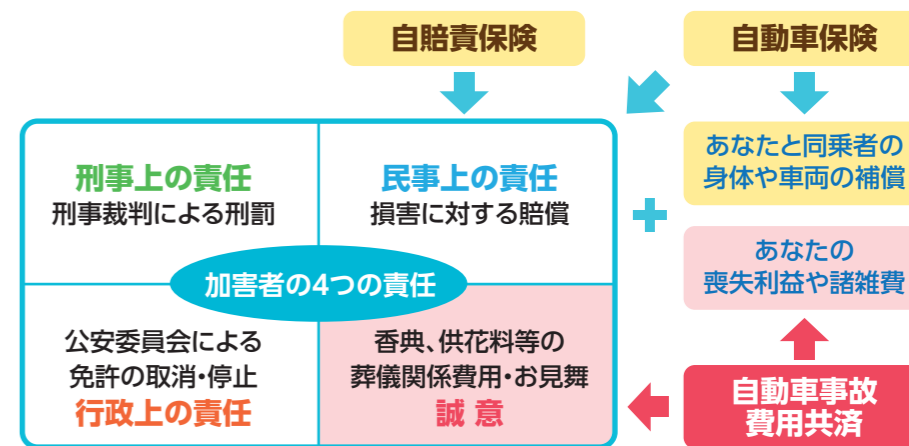
※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

補償期間について

補償（共済期間）は1年間です。

Q. 自動車事故費用共済ってどんな共済ですか？

A. 自動車事故のとき、あなた（+同乗者）のケガと死亡の補償はもちろん、事故（特に加害事故）の際に発生するさまざまな経済的負担からあなたをお守りし、社会的責任の軽減をサポートする岩手県火災共済オリジナルの共済です。



●自動車事故時の相手のケガと死亡の補償

⑤ 死亡	最高 300万円	⑥ 死亡一時金（初期対応費用）	30万円
⑦ 後遺障害	12~最高 300万円	⑧ 合計3日以上の入通院	30,000円
⑨ 入院 1日目から 1人あたり	日額 4,500円	⑩ 通院 1日目から 1人あたり	日額 2,250円

※①~⑩は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※⑤~⑦はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※⑤~⑩は契約車両に過失がない場合はお支払いしません。⑩は合計のお支払い額が3万円を超えるとき、⑥のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。※⑤⑦⑨⑩はそれぞれの上記の額を限度に、実際の経済的負担額をお支払いします。※⑨⑩は対象者ごとに最高365日（実入通院日数）まで対象となります。

相手側の財物の損害に対する補償（自動付帯特約）

※契約車両に過失がない場合はお支払いしません。※共済期間内で1回のみ

対物事故共済金特約 A 契約者に2万円以上の経済的負担が生じたとき 30,000円

車種別共済掛金

車種	共済金額	300万円	
		年払	月払
自家用乗用自動車		10,000円	1,000円
自家用軽乗用自動車		5,500円	550円
自家用普通貨物自動車（2t超）		17,500円	1,750円
自家用普通貨物自動車（2t以下）		14,500円	1,450円
自家用小型貨物自動車		10,000円	1,000円
自家用軽貨物自動車		5,500円	550円

※1 自賠責共済（保険）及び自動車任意共済（保険）に加入している上記車両が対象となります。
 ※2 特種用途自動車等、上表に該当しない車種はご相談下さい。
 ※3 掛金は法人の場合は損金に、個人事業主の場合は必要経費にそれぞれ算入できます。

様へのおすすめ

車名・車種等	基本掛金（①~⑩+A） （年払・月払）	⑧車両事故共済金特約 掛金（年払・月払）	合計共済掛金